

## 平成21年度独立行政法人統計センター年度計画

独立行政法人統計センター（以下「統計センター」という。）は、中期計画に定めた業務の実施について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第31条の規定に基づき、平成21年度の業務運営に関する計画（平成21年度独立行政法人統計センター年度計画）を次のとおり定める。

### 第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

#### 1 業務運営の高度化・効率化に関する事項

##### （1）計画的な業務運営の高度化・効率化に向けた取組

調査別・工程別投入量を設定するとともに、コスト構造分析による経費換算方法を確立し、業務実績について当該経費換算による評価を行い、コスト面からみた効率化の検証及び推進を図る。

##### （2）業務経費及び一般管理費の削減

- ① 「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」（平成19年10月29日決定）に基づき、平成21年度は、22年度のホストコンピュータのダウンサイジングに向けた準備を推進する。
- ② 事務用消耗品、備品等の物品を有効かつ効果的に活用するため、既存の物品管理システムを用い、物品の適正な在庫管理、配布に努めるとともに、調達方式については、本庁舎に入居する行政機関等と連携を図り、共通的に使用される物品を可能な限り一括調達することを推進し、経費の削減を図る。

##### （3）国家公務員の定員の純減に準じた人員の削減

平成23年度末の常勤役職員数を17年度末の常勤役職員数の92.6%以下とする計画を達成するため、業務の効率化等により、18年度の8人減、19年度の11人減、20年度の13人減に引き続き、21年度は14人の常勤職員を削減する。

##### （4）役職員給与の見直し

役職員の給与については、国家公務員の給与構造改革を踏まえ必要な見直しを進めるとともに、国家公務員の給与水準との比較結果をホームページで公表する。

##### （5）製表業務の民間開放に向けた取組

平成21年経済センサスー基礎調査及び平成21年全国消費実態調査の符号格付業務について、民間事業者の活用を着実に実施する。

また、上記2調査の実施状況等を踏まえ、平成22年国勢調査における符号格付業務についても、民間事業者の活用に向け、委託方法等を検討し、所要の準備を進める。

## (6) 情報通信技術を活用した業務運営の高度化・効率化

- ① 平成21年経済センサス基礎調査の産業分類符号格付について、オートコーディングシステムを全面的に適用し、業務の効率化を図る。また、平成21年全国消費実態調査の収支項目分類符号格付の一部について、試行的にオートコーディングシステムを適用する。  
その適用に当たっては、自動格付率の目標を平成21年経済センサスは50%、平成21年全国消費実態調査の二人以上の世帯は50%、単身世帯は40%とする。
- ② 平成20年住宅・土地統計調査の市区町村コード付与事務におけるオートコーディングの適用状況を分析し、平成22年国勢調査における前住地・従通地の市区町村コード付与事務への適用に向けて、品質を維持するための方策を検討する。
- ③ 平成22年国勢調査の製表業務の高度化・効率化を図るため、次期OCR及び国勢調査用LANについての検討を行う。

## 2 効率的な人員の活用に関する事項

### (1) 職員の能力開発

外部研修・セミナー等へ職員を積極的に派遣し、専門的能力の向上を図る。特に、総務省統計研修所の統計専門研修については、履修者を35人以上とする。

また、内部研修の充実とその効率的実施の観点から、eラーニングを積極的に活用する。

なお、研修を受講した職員に対して、研修内容に関するアンケートを実施し、80%以上の者から、研修成果があったとの評価を得る。

### (2) 能率的な業務運営の確保

平成21年経済センサス基礎調査の実施に伴い、これまで、事業所・企業統計調査において地方で実施してきた事務（データ入力、産業分類符号格付、産業分類に関するデータチェック審査・訂正）を統計センターで行うことの対応も含め、増大する業務について、業務の性格に応じた機能的な組織体制の整備等を図ることにより、能率的な業務運営を行う。

## 3 業務・システムの最適化に関する事項

「独立行政法人統計センターにおける業務・システム最適化計画」のうち、平成21年度においては、22年度のホストコンピュータのダウンサイジングに向けて、各種統計調査集計システム、データ等のクライアント/サーバシステムへの移行を段階的に行う。

## 4 随意契約の見直しに関する事項

### (1) 随意契約の見直し

「公共調達適正化」（平成18年8月25日財計第2017号）を踏まえ、及び「独立行政法人整理合理化計画」（平成19年12月24日閣議決定）に基づき、契約は原則として一般競争入札等（競争入札及び企画競争・公募をいい、競争性のない随意契約は含まない。）によることとし、統計センターが策定した「随意契約見直し計画」を着実に実施し、契約内容の公開及び随意契約の見直しの徹底を図る。

このうち、「随意契約見直し計画」の基準年度である平成18年度に締結した競争性のない随意

契約件数30件について、仕様の見直し等を実施することにより、その件数を21年度は5件以下（83%以上減）とする。また、その取組状況については、ホームページ等を通じて公表する。

## （２） 契約内容の監査

一般競争入札を含め、すべての入札・契約の内容について、監事による監査において定期的なチェックを受ける。

## 第２ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

### １ 国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表に関する事項

総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第85号に規定する国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査（以下「国勢調査等」という。）のうち次に掲げるものについて、社会・経済情勢に対応した統計データを迅速かつ的確に作成するため、総務省が定める基準に基づいて事務を進め、総務省が集計区分ごとに定める期限までに当該区分の製表結果を総務省に提出する。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国勢調査	平成17年調査に関する製表事務  平成22年調査に関する製表事務	新産業分類特別集計 結果表 特別集計 結果表 (同居児等に関する追加集計) 第3次試験調査に関する集計 調査区設定に関する審査事務	平成21年11月 平成21年12月  平成21年9月 平成22年度に継続
住宅・土地統計調査	平成20年調査に関する製表事務	速報集計 結果表 確報集計 結果表 追加集計 結果表	平成21年6月 平成22年2月 平成22年度に継続
就業構造基本調査	平成19年調査に関する製表事務	新産業分類組替え集計 結果表	平成22年3月
全国消費実態調査  (全国単身世帯収支実態調査を含む。)	平成21年調査に関する製表事務	家計収支編 結果表 品目編 結果表 主要耐久消費財編 結果表 貯蓄・負債編 結果表 世帯分布編 結果表 特定世帯編 結果表 高齢者世帯編 結果表 家計資産編 結果表 分析表その1 結果表	平成22年度に継続 平成22年度に継続 平成22年度に継続 平成22年度に継続 平成22年度に継続 平成22年度に継続 平成22年度に継続 平成22年度に継続
経済センサス	平成21年調査に関する製表事務  平成23年調査に関する製表事務	速報集計  第1次試験調査に関する集計 第2次試験調査に関する集計	平成22年度に継続  平成21年4月 平成22年度に継続
労働力調査	平成21年3月から22年2月調査に関する製表事務	基本集計 毎月 結果表 四半期平均 結果表  半期平均 結果表	調査月の翌月下旬 平成21年4月、7月、10月、22年1月の下旬 平成21年7月、22

<p>労働力調査（続き）</p>	<p>平成 20 年 4 月から 21 年 3 月調査に関する製表事務 平成 21 年 1 月から 21 年 12 月調査に関する製表事務</p>	<p>年平均 結果表 年度平均 結果表  詳細集計 四半期平均 結果表  年平均 結果表</p>	<p>年 1 月下旬 平成 22 年 1 月下旬 平成 21 年 4 月下旬  平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 3 月 平成 22 年 3 月</p>
<p>小売物価統計調査 （消費者物価指数）</p>	<p>平成 21 年 1 月から 22 年 3 月調査に関する製表事務  平成 21 年 1 月から 22 年 3 月調査により作成される消費者物価指数に関する製表事務  平成 20 年 4 月から 21 年 3 月調査により作成される消費者物価指数に関する製表業務 平成 20 年 1 月から 20 年 12 月調査により作成される消費者物価指数に関する製表業務</p>	<p>東京都区部 結果表 全国 結果表 年平均 結果表  東京都区部 結果表 全国 結果表 四半期平均 結果表  半期平均 結果表  年平均 結果表 年度平均 結果表  地域差指数 結果表</p>	<p>調査月の下旬 調査月の翌月下旬 平成 22 年 1 月下旬  調査月の下旬 調査月の翌月下旬 平成 21 年 4 月、7 月、10 月、22 年 1 月の下旬 平成 21 年 7 月、22 年 1 月の下旬 平成 22 年 1 月下旬 平成 21 年 4 月下旬  平成 21 年 6 月</p>
<p>家計調査</p>	<p>平成 21 年 1 月から 22 年 2 月調査に関する製表事務  平成 20 年 4 月から 21 年 3 月調査に関する製表事務 平成 20 年 10 月から 21 年 11 月調査に関する製表事務</p>	<p>家計収支編 （月分） 二人以上の世帯 結果表 単身世帯 結果表  総世帯 結果表  （月分以外） 四半期平均 結果表  年平均 結果表 年度平均 結果表  貯蓄・負債編 （月分） 二人以上の世帯 結果表  （月分以外） 四半期平均 結果表</p>	<p>調査月の翌月下旬 調査月の翌々月中旬 調査月の翌々月中旬  平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 2 月の中旬 平成 22 年 2 月中旬 平成 21 年 5 月中旬  調査月の 4 か月後の下旬 家計収支編の公表から 3 か月後</p>

家計調査（続き）	平成 20 年 1 月から 20 年 12 月調査に関する製表事務	年平均 結果表	家計収支編の公表から 3 か月後
	平成 21 年 1 月から 22 年 1 月の家計調査結果と家計消費状況調査結果を統合した合成数値に関する製表事務	合成数値編 (月分) 二人以上の世帯 結果表  単身世帯 結果表  総世帯 結果表  (月分以外) 四半期平均 結果表  年平均 結果表	調査月の翌々月中旬 調査月の翌々月中旬 調査月の翌々月中旬  平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 2 月の中旬 平成 22 年 2 月中旬
	平成 20 年調査準調査世帯集計に関する製表事務	二人以上の世帯 結果表  単身世帯 結果表	平成 21 年 10 月下旬 平成 21 年 10 月下旬
	平成 21 年調査準調査世帯集計に関する製表事務	二人以上の世帯 結果表  単身世帯 結果表	平成 22 年度に継続 平成 22 年度に継続
個人企業経済調査	動向調査票の製表事務(平成 21 年 1～3 月期、4～6 月期、7～9 月期、10～12 月期)	動向編 速報集計 結果表  確報集計 結果表  平成 20 年度集計 結果表	平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 2 月の中旬 平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 2 月の下旬 平成 21 年 5 月下旬
	構造調査票の製表事務(平成 20 年)	構造編 結果表	平成 21 年 6 月下旬
科学技術研究調査	平成 21 年調査に関する製表事務	結果表	平成 21 年 12 月
サービス産業動向調査	平成 20 年 7 月から 22 年 1 月調査に関する製表事務	月次 速報集計 結果表	調査月の翌々月下旬
	平成 20 年 7 月から 21 年 10 月調査に関する製表事務	確報集計 結果表	調査月の 5 か月後下旬
	平成 20 年 7 月から 21 年 12 月調査に関する製表事務	四半期 速報集計 結果表	平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 2 月の下旬
	平成 20 年 7 月から 21 年 9 月調査に関する製表事務	確報集計 結果表	平成 21 年 5 月、8 月、11 月、22 年 2 月
平成 21 年 1 月から 21 年 12 月調査に関する製表事務	年計 速報集計 結果表	平成 22 年 2 月下旬	
家計消費状況調査	平成 21 年 1 月から 22 年 2 月調査に関する製表事務	月次 速報集計 結果表	調査月の翌月下旬

家計消費状況調査 (続き)		確報集計 結果表	調査月の翌々月上旬
		四半期平均 速報集計 結果表	平成21年4月、7月、10月、22年1月の下旬
		確報集計 結果表	平成21年5月、8月、11月、22年2月の下旬
		年平均 速報集計 結果表 確報集計 結果表	平成22年1月下旬 平成22年2月上旬
	平成20年4月から21年3月調査に関する製表事務	年度平均 速報集計 結果表 確報集計 結果表	平成21年4月下旬 平成21年5月上旬
住民基本台帳人口移動報告	結果表出力	月報 年報	調査月の翌月中旬 平成22年3月

なお、経常調査（総務省統計局が1年以下の周期で実施する調査で、労働力調査、小売物価統計調査(消費者物価指数)、家計調査、個人企業経済調査及び科学技術研究調査をいう。）の投入量については、前年度以下とする。

## 2 受託製表に関する事項

### (1) 中期目標において受託が指示されている統計調査の受託製表

次に掲げる統計調査等について、国の行政機関及び地方公共団体からの委託を受けて、委託者が明示する基準に基づき製表業務を行うほか、総務省が国勢調査等の集計の一環として指定する地方別集計について、地方公共団体の委託を受けて委託者が明示する基準に基づきこれらに係る製表業務を行う。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
国家公務員給与等実態調査（人事院）	平成21年調査に関する製表事務	結果表	平成21年8月
	平成22年調査に関する製表事務	結果表	平成22年度に継続
職種別民間給与実態調査（人事院）	平成21年調査に関する製表事務	結果表	平成21年7月
民間企業の勤務条件制度等調査（人事院）	平成21年調査に関する製表事務	結果表	平成22年度に継続
家計調査特別集計（標準生計費・各分位）（人事院）	平成20年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	平成21年5月
	平成21年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	平成22年度に継続
全国消費実態調査特別集計（人事院）	平成16年調査の特別集計に関する製表事務	結果表	平成21年4月
国家公務員退職手当実態調査（総務省）	平成21年度調査に関する製表事務	結果表	平成22年1月

公害苦情調査（総務省）	平成20年度調査に関する製表事務	結果表	平成21年10月
家計調査特別集計（用途分類・品目分類・特定品目）（財務省）	平成20年調査の特別集計に関する製表事務 平成21年調査の特別集計に関する製表事務	結果表 結果表	平成21年10月 平成22年度に継続
雇用動向調査（厚生労働省）	平成20年調査に関する製表事務  平成21年調査に関する製表事務	下半期調査 結果表 年計 結果表 精度計算 下半期 結果表 年計 結果表 上半期調査 結果表 精度計算 上半期 結果表	平成21年5月 平成21年5月  平成21年5月 平成21年5月 平成21年10月  平成21年11月
賃金構造基本統計調査（厚生労働省）	平成21年調査に関する製表事務 平成20年調査の遡及集計に関する製表事務 新産業分類コード（平成19年改定）付与	事業所票 結果表 個人票 結果表 事業所票 結果表 個人票 結果表 平成16～19年度の事業所票及び個人票データ	平成21年10月 平成22年1月 平成21年10月 平成22年1月 平成22年1月
旅客自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）	平成20年度調査に関する製表事務	結果表	平成22年3月
貨物自動車運送事業輸送実績調査（国土交通省）	平成19年度調査に関する製表事務	結果表	平成21年9月
内航船舶輸送統計調査（国土交通省）	平成20年度調査に関する製表事務 平成21年1月から21年12月調査に関する製表事務	自家用船舶輸送実績調査 結果表  内航船舶輸送実績調査 月次 結果表 平成20年度計 結果表 平成21年度精度計算 5月分 結果表 11月分 結果表	平成21年6月  毎月25日前後 平成21年6月  平成21年8月 平成22年3月
船員労働統計調査（国土交通省）	平成20年調査に関する製表事務 平成21年調査に関する製表事務	第二号調査（漁船） 結果表  第一号調査（一般船舶） 結果表 精度計算 結果表 第三号調査（特殊船） 結果表 建設工事施工統計調査 結果表	平成21年7月  平成22年1月 平成22年2月 平成21年12月 平成22年2月
建設工事統計調査（国土交通省）	平成21年調査に関する製表事務 平成21年2月から22年1月調査に関する製表事務	建設工事受注動態統計調査 月次 結果表  平成20年度計 結果表 平成20年度報 結果表 平成21年計 結果表	データ持込後3日以内 平成21年5月 平成21年6月 平成22年2月

建築着工統計調査 (国土交通省)	平成21年3月から22年 2月調査に関する製表 事務	月次 結果表  平成20年度計 結果表 平成21年計 結果表 平成20年度計(年報) 結果表 平成21年計(年報) 結果表	データ持込後3日 以内 平成21年4月 平成22年1月 平成21年5月 平成22年2月
建築物滅失統計調査 (国土交通省)	平成21年2月から22年 1月調査に関する製表 事務	月次 結果表  平成20年度計 結果表 平成21年計 結果表	調査票持込から1 か月以内 平成21年6月 平成22年3月
住宅用地完成面積調 査(国土交通省)	平成21年調査に関する 製表事務	結果表	平成22年1月
建設総合統計(国土交 通省)	平成21年2月から22年 1月調査に関する製表 事務	月次 結果表 平成20年度計 結果表  平成21年計 結果表	毎月10日頃 平成21年5月  平成22年2月
労働力調査 都道府県 別集計(都道府県)	平成21年調査に関する 製表事務	四半期平均 結果表  年平均 結果表	四半期末月の翌月 下旬 平成22年1月
住宅・土地統計調査 県内ブロック別集計 (都道府県)	平成20年調査に関する 製表事務	結果表	該当都道府県の確 報集計公表の概ね 1か月後

## (2) 中期目標において受託が指示されている統計調査以外の受託製表

上記(1)の受託製表のほか、国の行政機関及び地方公共団体の行う公的統計の整備を支援するため、上記1の国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲で、国の行政機関又は地方公共団体から委託を受けて製表業務を行う。平成21年度においては、次に掲げる統計調査の製表について受託することを予定している。

統計調査名等	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
東京都生計分析調査 (東京都)	平成21年3月から22年 2月調査に関する製表 事務	月次 結果表  10か月平均 結果表 年平均 結果表	調査票持込の翌月 中旬 平成21年12月 平成22年2月
国勢調査 特別集計 (都道府県)	平成17年調査の特別集 計に関する製表事務	結果表	随時対応

なお、これらの製表業務の受託に当たっては、実費に相当する費用を徴収し、コスト管理を徹底する。

## (3) 一般からの委託に応じた統計の作成等

統計法(平成19年法律第53号)第37条に基づき国の行政機関から事務の委託を受けた同法第34条に規定する一般からの委託に応じた統計の作成等を行う。

### 3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理に関する事項

#### (1) 政府統計共同利用システムの運用管理

政府統計共同利用システムの運用管理について、「政府統計共同利用システム基本規程」(平成20年3月31日統計調査等業務最適化推進協議会決定)に基づき、引き続き適切に実施する。

#### (2) 事業所母集団データベースの整備

統計法第27条に基づく事業所母集団データベースの整備について、総務省が定める基準に基づき、毎月の商業・法人登記情報、各府省が実施する事業所・企業に関する統計調査の情報等を用いた登録及び更新に係る事務を行う。

#### (3) 匿名データの作成及び提供

- ① 国勢調査等のうち総務省が指定するもの及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、匿名データの作成等を行う。
- ② また、統計法第37条に基づき国の行政機関から事務の委託を受けた同法第36条に規定する一般からの求めに応じた匿名データの提供を行う。

#### (4) 統計データアーカイブの運営

国の行政機関の行う統計法第32条に基づく調査票情報の二次利用及び同法第33条に基づく調査票情報の提供、上記2(3)による一般からの委託に応じた統計の作成等並びに上記(3)による匿名データ作成及び提供を効率的かつ効果的に行うため、国勢調査等及び国の行政機関から事務の委託を受けた統計調査について、調査票情報及び匿名データの集積・保管を行う統計データアーカイブを運営する。

#### (5) その他の統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理

次に掲げる統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理について、総務省が定める基準に基づいて事務を行う。

業務名	事務の範囲	予定製表結果	業務終了予定時期
地域メッシュ統計	平成18年事業所・企業統計調査に関する地域メッシュ統計[世界測地系] 新産業分類による組替え特別集計	結果表	平成21年4月
社会生活統計指標	平成20年度データの収集・整備 平成21年度データの収集・整備	市区町村データ 都道府県データ 市区町村データ	平成21年4月 平成21年11月 平成22年度に継続
推計人口	人口推計集計 人口推計年報	基礎人口連絡表 結果表	毎月中旬 平成22年3月

### 4 技術の研究に関する事項

#### (1) オートコーディングシステムの研究

符号格付業務の自動化のための研究を行う。

平成21年度は、20年度に引き続き平成22年国勢調査の抽出詳細集計における産業分類及び職業分類符号格付業務へのオートコーディングシステムの適用に向けた技術の研究、費用対効果の分析を推進する。また、平成23年経済センサスー活動調査の産業分類符号格付業務の自動化に向けた技術の研究を行う。

#### (2) データエディティングに関する研究

調査票の未回答事項に対する機械的な補完方法等の研究を行う。

平成21年度は、引き続き諸外国におけるデータエディティング手法について調査し、その適用可能性を検証するとともに、国勢調査等の調査票情報を用いてデータエディティングの効果的な手法の研究を推進する。

#### (3) 統計ニーズの多様化に対応した製表技術に関する研究

匿名データを作成・提供する統計調査は、今後順次拡大していくことを踏まえ、適切かつ円滑な匿名データの作成・提供を行うための方法を研究する。

平成21年度は、諸外国で主として事業所・企業系の調査に適用されている匿名化技法について、我が国の事業所・企業系調査への適用可能性を検証するとともに、様々な匿名化技法の有用性と秘匿性の評価方法について研究する。

#### (4) 情報収集、外部機関との連携等

上記(1)及び(2)の研究に資する観点から外部研究者を採用するなどの人材の確保に努めるとともに、国際的な動向等に関する情報収集や、必要に応じて国内外の大学や官民の研究所、国際機関や諸外国の統計機関等の外部の機関との間で技術協力・技術提供や連携も併せて実施する。

#### (5) 研究成果の普及等

統計技術や研究成果の普及を図る観点から、研究報告などの各種資料の刊行や学術誌等への投稿、関連学会等における発表を推進し、刊行等の件数を3件以上とするとともに、外部の研究者を招へいた研究会を2回以上開催する。

### 5 その他

製表業務の各段階における品質管理活動を着実に実施し、製表結果の精度確保に努めるとともに、調査票情報等の秘密の保護を徹底する。

### 第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

予算、収支計画及び資金計画については、別添のとおりとする。

なお、統計センターの会計処理の信頼性をより高めるため、監査法人による外部監査を実施する。

#### 第4 重要な財産の処分等に関する計画

なし。

#### 第5 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した時は、次の購入等に充てる。

- 1 情報通信機器その他情報システムの整備
- 2 人材育成、能力開発
- 3 職場環境の改善
- 4 広報、成果の発表

#### 第6 その他の業務運営に関する事項

##### 1 施設及び設備に関する計画

該当なし。

##### 2 人事に関する計画

###### (1) 人材確保

独立行政法人統計センター法（平成11年法律第219号）の改正を受けて、職員が非公務員化された場合は、統計や情報処理等に関する専門的基礎知識を備えた人材の雇用を進めるべく、公募による競争試験を原則とした採用制度を導入する。

###### (2) 新たな雇用制度の整備

独立行政法人統計センター法の改正を受けて、職員が非公務員化された場合は、次の制度を導入する。

- ① 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）を遵守した定年退職者再雇用制度
- ② 大学や民間研究機関等の統計や情報技術の専門的知見を有する即戦力となる人材を確保するための任期付雇用制度

###### (3) 人材育成

総務省統計局を始めとする国等の統計関係部門との人事交流、総務省統計研修所が実施する統計研修への職員の派遣等による能力開発により、職員の資質の向上を図る。

###### (4) 人事評価制度

能力評価及び業績評価から成る人事評価制度を導入する。

###### (5) 人員に係る指標

平成21年度は、業務の効率化等により14人の常勤職員を削減し、年度末の常勤役職員数を866人に見込む。

## (6) テレワークの導入

「次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）」に基づき策定した「独立行政法人統計センター一般事業主行動計画」に基づき、仕事と子育てを両立するための勤務形態策として、また、業務遂行におけるワーク・ライフ・バランス向上のため、テレワークの試行運用を開始する。

## 3 その他業務運営に関する事項

### (1) 就業規則の整備等

役職員の非公務員化に向けて、就業規則の整備等の必要な準備を引き続き進める。

### (2) 情報セキュリティ対策の徹底

- ① 平成19年度に認証取得したI SMS（ISO(JIS Q)27001）に基づくマネジメントシステムを的確に運用しつつ、年1回以上、非常勤職員も含め全職員を対象とした情報セキュリティに関するeラーニングを実施し、I SMS継続審査時にその実施率を100%とするとともに、eラーニング実施後に行う「統計センター情報セキュリティポリシー」の内容に関する試験において全員が80点以上をとることを目標とする。
- ② 政府統計共同利用システムの運用管理業務及び統計データの二次利用に関する業務等に対し、I SMS認証取得を拡大する。
- ③ 情報セキュリティパトロールを実施し、情報セキュリティ対策を着実にやっているかチェックし、情報管理の徹底を図る。

### (3) 危機管理の徹底

危機管理体制の点検を年1回以上実施するとともに、防災の日等の機会をとらえ、職員の防災に関する意識の向上に努めるなど、災害や緊急事態に即応できるような体制を保持し、危機管理を徹底する。

### (4) 技術協力の実施

これまで統計センターで培ってきた製表や統計情報の蓄積等に係るノウハウや技術について、国内外の公的統計の発展に役立てるため、国の行政機関や地方公共団体、統計作成能力向上を目指す発展途上国からの要請に応じ、国勢調査等の製表業務を圧迫しない範囲で、技術協力を行う。

### (5) 環境への配慮

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に基づき、適正な環境物品の100%調達を維持する。

### (6) コンプライアンスの徹底

- ① 非常勤職員も含め全職員を対象とした公務員倫理に関する研修を実施し、コンプライアンス意識の向上を図る。

- ② 統計センターの会計処理の信頼性をより高めるための監査法人による外部監査の実施などにより、公的統計の作成機関としての信頼性を確保する。

#### (7) 職員の安全・健康管理

- ① 職員の定期健康診断や産業医等による職場巡視を実施するとともに、衛生委員会を定期的に開催することを通じて、職員の安全や健康の管理に取り組む。
- ② メンタルヘルス学習ソフトウェアにより、職員のメンタルヘルスの基礎知識の向上を図るとともに、管理監督者によるラインケアの向上を図る。また、メンタルヘルス診断ソフトウェアを用いて、個人診断を実施することにより、自分のストレスへの気付きと対処を促すとともに、職場内のストレス度を把握し、職場環境の改善に資する。